

# 令和2年は

# マイナンバーカードを

つくろやすくなりました

マイナンバーカードは、身分証明書の他にも、これからいろんな用途で使えるようになります。

●ポイントで買い物ができる！

令和2年度実施予定  
詳しくはホームページで！  
マイナポイント

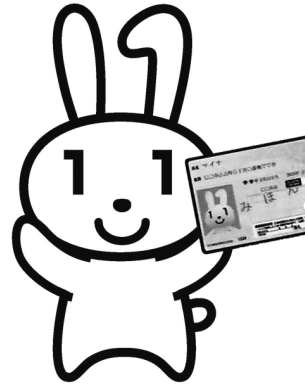


●健康保険証として使えるように！

令和3年3月  
スタート予定



つくろおう！



マイナンバーカードをつくるには、申請が必要です

●申請に必要なもの  
▽交付申請書



平成27年にマイナンバーをお知らせするために送付した「通知カード」に付いています。  
持っていない人は、役場で再発行できます。

▽顔写真

申請方法は、4つ  
自分にあった方法で！

▽スマホを使いこなしている！

スマートフォン

事前に顔写真を撮影



▽パソコン作業が得意！

パソコン

デジカメで顔写真を撮影



▽パソコン作業が苦手！

郵便

自分で証明写真を用意



▽自撮りが苦手……

証明写真機

松前は、ラルズ  
マートにあるよ

※写真代がかかります



役場と支所で交付申請できるようになりました！

スマホやパソコンを持っていないくても、役場・大島支所・小島支所・大沢支所の4カ所では、専用機器を使ってインターネットで交付申請できます。

ご希望があれば、職員が無料の顔写真撮影や申請のお手伝いも行います。

マイナンバーカードの受け取り方法も増えました

マイナンバーカードは、申請から約1カ月後に本人が役場に受け取りに行く方法でしたが、役場（支所）で交付申請する時に、本人確認を行えば、本人限定郵便でカードを受け取ることができます。

役場で申請、受け取りの際は、次の書類をお忘れなく

- ①通知カード
  - ②住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
  - ③本人確認書類  
（運転免許証、在留カードのうち1点。どちらも無い方は、健康保険証、年金手帳、学生証、通帳等のうち2点）
- ※15歳未満の場合は、保護者等法定代理人が同行してください。
- ※詳しくはお問い合わせください。

問 町民生活課

☎ 42-2633